

社会保障・税番号制度— マイナンバー制度が 始まります

今年10月から、
マイナンバーを
市民の皆さん
ひとり一人に
お届けします



問 総務課情報管理係 (市役所 2階 ☎23-3331 内線249)

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、住民票をお持ちの方に1人1つのマイナンバー(個人番号)を付けることで、社会保障・税・災害対策の分野で皆さんの情報を適切に把握し、さまざまな場所に存在する情報が同じ人の情報であることを確認するために導入される制度です。

国の行政機関や地方公共団体などで、年金や雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きといった、法律に定められた事務に限り利用されます。

マイナンバーの効果

マイナンバー制度で期待される効果には、大きく分けて次の3つが挙げられます。

① 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに費やしている時間や労力が大幅に削減されます。
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

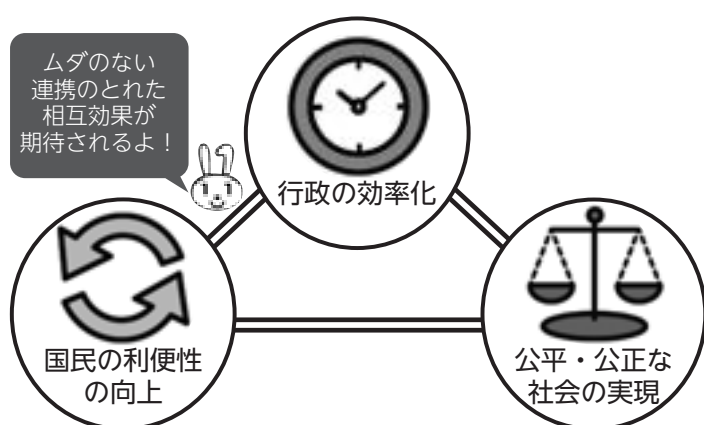
② 利便性の向上

官公庁での手続きのときに必要だった添付書類がいらなくなるなど、手続きが簡素化されます。

行政機関が持っている自分の情報を自分で確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

③ 公平公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、不正を防止するとともに、困っている方にきめ細かな支援ができるようになります。



マイナンバーの通知

今年10月から、住民票がある国民全員に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

また、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人にも通知されます。

市から、住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが書かれた「通知カード」を送ります。

住民票の住所と異なる場所にお住まいの方は、実際にお住まいの住所へ住民票の異動をお願いします。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除き、番号は一生変更されませんので、ぜひ大切にしてください。

マイナンバー制度へのご質問は

- 全国共通ナビダイヤル
(☎0570-20-0178)
平日の午前9時30分～午後5時30分
(祝日・年末年始を除く)
- 『社会保障・税番号制度』ホームページ
マイナンバー 検索

マイナンバーを利用できる機関など

国・地方公共団体など

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障・税・災害対策のために利用されます。

このため、国民の皆さんは、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きで、申請書などにマイナンバーの記入を求められることとなります。

また、税や社会保険の手続きでは、事業主や保険会社などが個人に代わって手続きを行う場合もあります。そのため、勤務先や保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められることがあります。

民間企業

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きをしたり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。

また、証券会社や保険会社などの金融機関でも、利金・配当金・保険金などの税務処理を行っています。

来年1月以降は、これらの手続きを行うためにマイナンバーが必要になります。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取り引きがある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

マイナンバーは次のような場面でつかいます

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します

市区町村

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します

年金事務所

証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します

金融機関

顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します

勤務先

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します